

目指すべき方向性と千葉県の取組方法

患者自律（自立）支援

患者の自律（自立）を促進する患者、家族に対する支援体制

- 移行期医療支援センターにおける協議会の開催
- 健康福祉センターにおける自立支援事業の充実
- 慢性疾病児童等地域支援協議会の開催

学業・就労と治療の両立等に関する相談支援を継続

- 教育機関と連携した学業継続の支援。
- 難病相談支援センターと連携し就労相談を実施
- 健康福祉センターにおける自立支援事業の充実

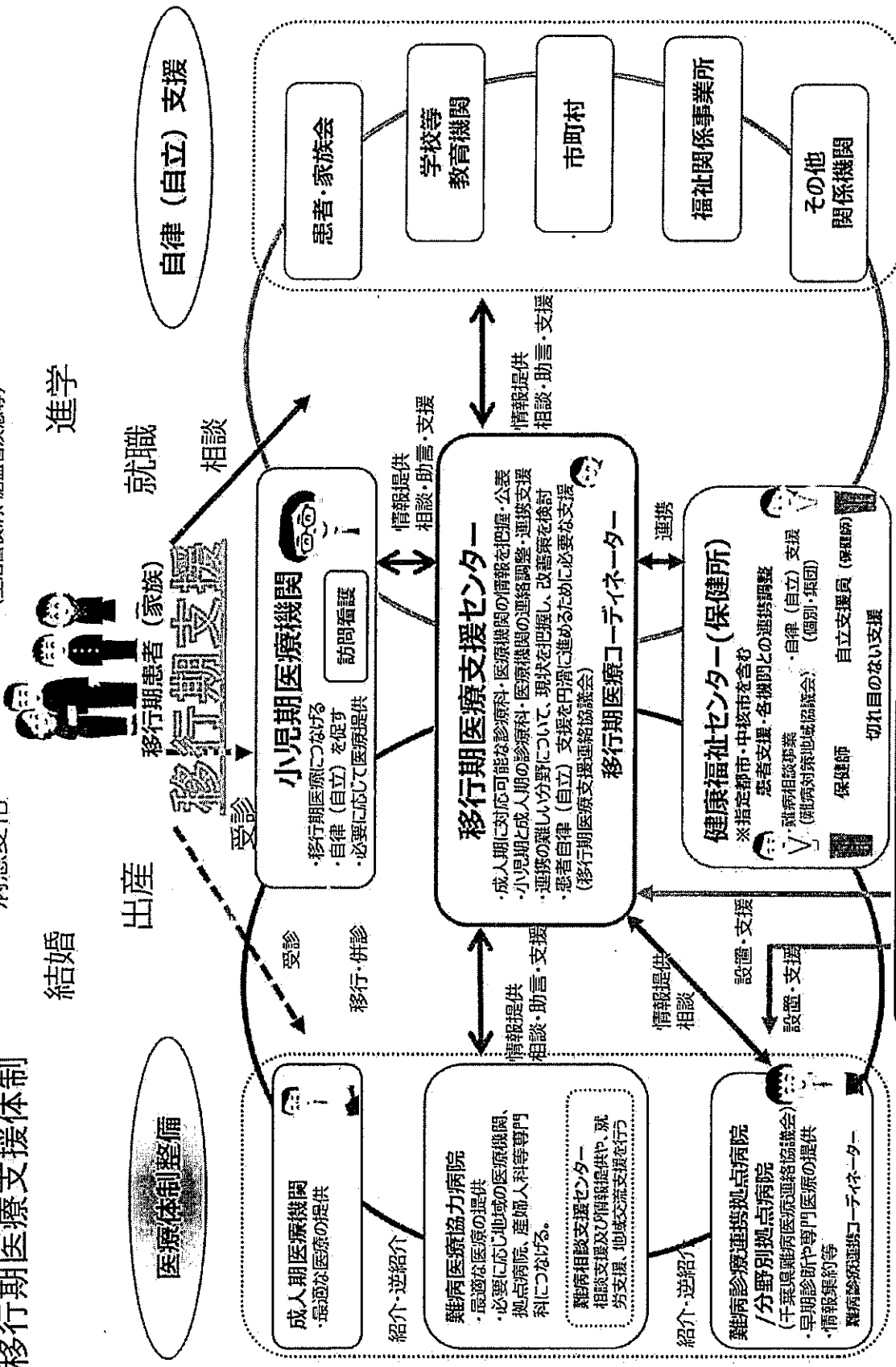
患者、家族の理解を深めるための取組

- 小児期医療機関における説明・指導
- 小児期医療機関における説明・指導を円滑に実施できるよう、移行期医療支援センターで研修や支援
- 健康福祉センターにおける自立支援事業の充実

千葉県 移行期医療支援体制

加齢に伴う
病態変化

加齢に伴う合併症
(生活習慣病、脳血管疾患等)



進学

就職

出産

結婚

医療体制整備

移行期医療支援センターの役割

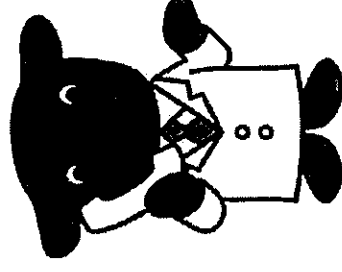
- 難病医療提供体制整備事業と連携しながら、移行期患者に対応可能な医療機関や自律（自立）支援に関する取組の情報を把握し、必要に応じて小児期医療機関、その他支援機関、患者・家族等からの相談に応じ情報提供を行う。
- 対応困難事例に関しては、移行期患者の受け入れに関する調整支援や必要に応じてカンファレンスを開催する。
- 国が作成する医療従事者向けガイド等を活用し、成人期・小児期医療者、支援者を対象に啓発や研修会を行う。
- 地域における関係者との連携体制を構築し、課題の共有を行いつつながら患者の自律（自立）支援の取組を促進する取組を行う。
- 移行期医療支援連絡協議会を開催し、体制整備に向けて必要な支援策を検討する。
- その他、本事業の目的を達成するために必要な事業等を行う。

移行期医療支援センターの選定要件

- 小児慢性特定疾病（16疾患群756疾病）の対応実績があり、診療ネットワークの中心的な役割を果たす病院
- 当事者及び関係医療機関、その他支援機関と十分な連携がとれる
- 当該機関内に移行期に関する体制があり、取り組み実績があること
- 小児部門が運営の中心となると望ましい



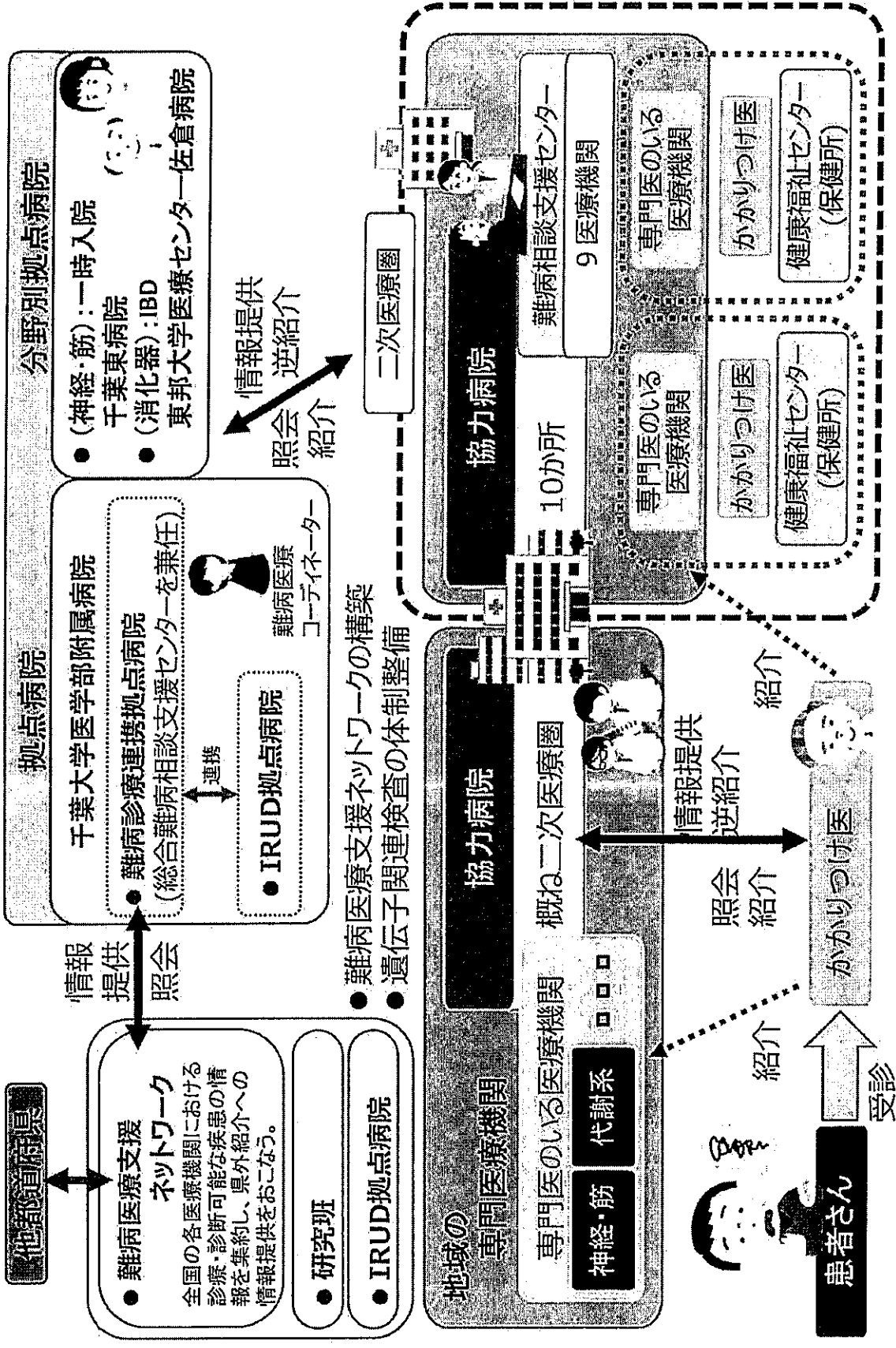
平成31年4月1日
千葉大学医学部附属病院に設置



移行期医療支援センターの選定

機関名	移行期 体制	疾患群毎の 診断可否		疾患群毎の 治療可否		小児期 診療科 患者数	移行期 成人期 患者数	小児慢性 受給者数 千栗県台帳 管理システム 3市含まず	関係科有無			その他
		◎	○	◎	○				産婦人科	精神科	その他 成人科	
A	○	◎	○	◎	○	2008 未回答の 疾患群有	604 未回答の 疾患群有	828	△ 産科 標榜あり	○	×	小児専門医療機関
B	○	◎	○	◎	○	2060	378	228	○	○	○	難病診療連携拠点病院 総合難病相談支援センター
C	○	◎	○	◎	○	355	1050 ※	71	×	△ 標榜無し 精神科医と の連携あり	○	成人先天性心疾患学会 総合修練施設資格有
D	2019. 5～	◎	○	◎	○	455	106	5	○	×	○	
E	2020 ～	◎	○	◎	○	607	89	47	×	×	○	
F	2020. 4～	◎	○	◎	○	333	11	84	○	○	○	

※小児科医師が成人先天性心疾患の専門部門を立ち上げ対応している

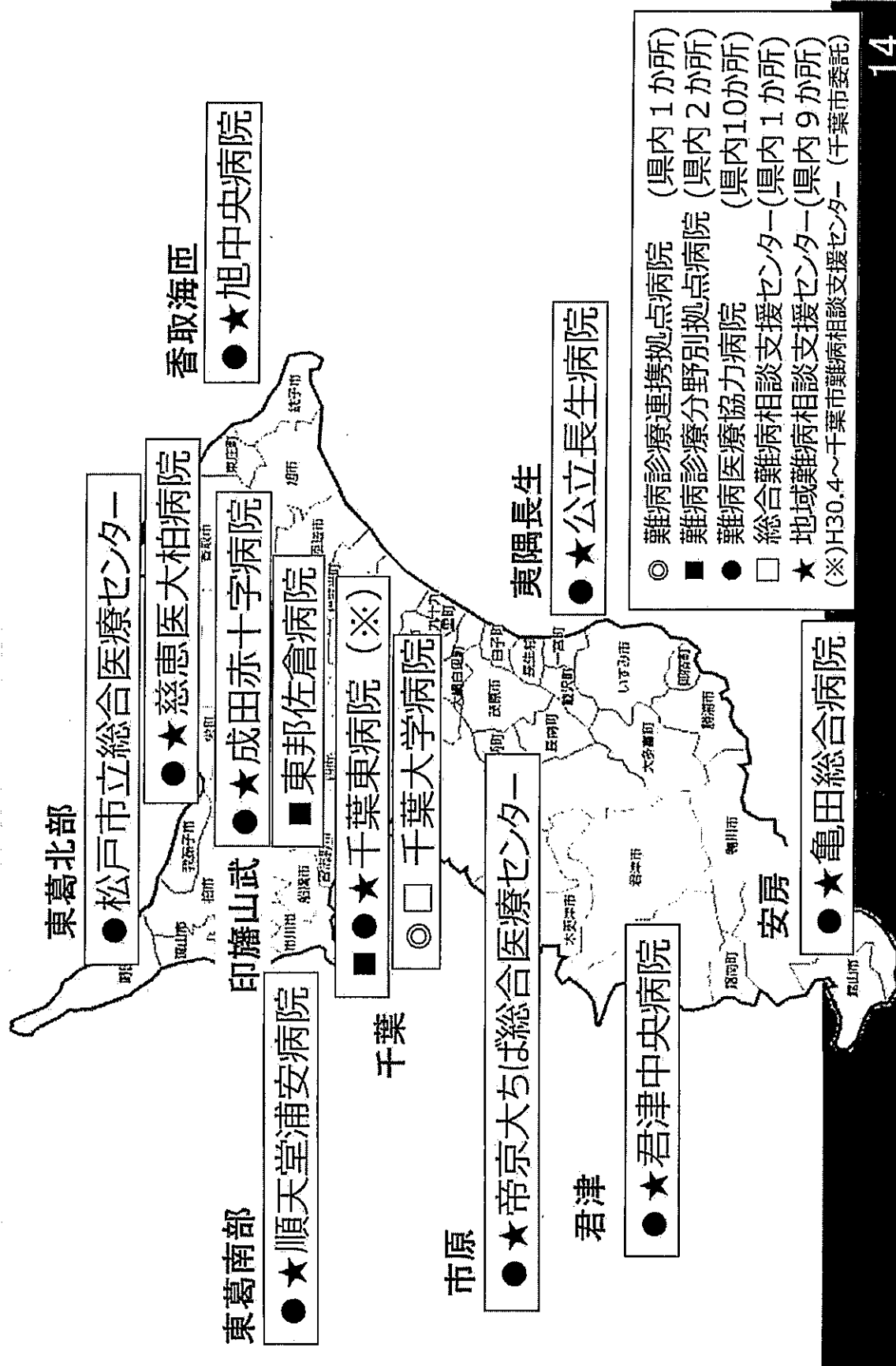


難病医療提供体制整備事業

- できる限り早期に正しい診断ができる体制
- より身近な医療機関で適切な治療体制
- 治療と就労の両立を支援する体制

令和元年度

難病診療連携拠点病院・医療協力病院
難病相談支援センター
位置図



- ◎ 難病診療連携拠点病院 (県内1か所)
- 難病診療分野別拠点病院 (県内2か所)
- 難病医療協力病院 (県内10か所)
- 総合難病相談支援センター(県内1か所)
- ★ 地域難病相談支援センター(県内9か所)
- (※)H30.4~千葉市難病相談支援センター(千葉市委託)